収入保険制度の実施

【令和5年度予算概算決定額 30,643(18,418)百万円】

く対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補塡する収入保険 制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険(農業共済・収入保険)の加入率の向上
- 保険金及び特約補塡金の支払を1ヶ月以内に実施した割合(目標:100%)

く事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補塡金の国庫負担

27,838(15,887)百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- ② 農業経営収入保険特約補塡金造成費交付金 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国 が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,805(2,531)百万円

① 農業経営収入保険事業事務費負担金 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合 会)に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅 費、システム運営費、業務委託費等) の1/2以内を国が負担します。

② 収入保険加入支援事業

全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機 関が普及体制(都道府県協議会)を構築して取り組む、収入保険の普及活 **動**及びオンライン手続等**加入申請のサポート活動を支援**します。

<事業の流れ>

玉



保険料・積立金・付加保険料

農業者

都道府県 協議会

(22の事業)

く事業イメージン

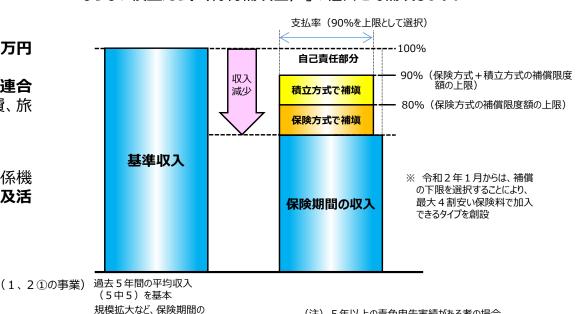
【収入保険制度の仕組みの概要】

営農計画も考慮して設定

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価 格低下なども含めた収入減少を補塡する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回っ た額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てと ならない積立方式(特約補塡金)」の組合せで補塡します。



「お問い合わせ先〕経営局保険課(03-6744-7147)

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合